

千歳市新学校給食センター整備運営事業

入札説明書等に関する個別対話結果

令和8年6月19日

千 歳 市

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■入札説明書等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	頁 番号・該当箇所	確認したい内容	回答
1	大規模修繕の定義	入札説明書／ 要求水準書	5頁 入札説明書 第2 8(3) ※	大規模修繕の定義に「連続する一面全体」との記載がありますが、設備機器の更新において大規模修繕に該当する範囲についてご教示ください。 具体的には、機器更新の場合、該当判断は更新対象の割合(全体に対する比率)によるものなのか、あるいは更新する個数・台数によるものなのか、もしくは別の基準(系統単位等)によって判断されるのかをご教示いただけますと幸いです。	設備の大規模修繕は、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕を指します。なお、要求水準書p.80「9 修繕業務」に記載のとおり、本市は事業期間中の大規模修繕は想定していないため、事業期間中の大規模修繕が発生しないようにしてください。
2	引渡し後の責任範囲	入札説明書	6頁 第2 11	施設引渡し後から運営開始までの期間における維持管理業務の責任および費用負担は事業者に帰属する理解でよいでしょうか。	要求水準書 第4-1-(2)(p.67)を参照ください。維持管理業務は施設引渡し後から開始となります。
3	事業終了時性能	入札説明書	6頁 第2 12	事業終了時に求められる施設性能(経年劣化許容範囲)について具体的な水準をご教示ください。	継続使用可能な性能を確保していることが判断の基準となります。
4	エネルギー創出・水光熱費の扱い	入札説明書／ 要求水準書	7頁 入札説明書 第2 14／設計条件	光熱水費は市負担とされているが、太陽光発電等によるエネルギー創出の効果はどのように評価されるか。また、省エネ提案に係るインセンティブ又は制約条件の有無についてご教示ください。	前段:評価に係る部分は回答しません。落札者決定基準を参照ください。 後段:評価に係る部分は回答しません。落札者決定基準を参照ください。なお、事業者の提案内容はモニタリングの対象となります。
5	モニタリング減額条件	入札説明書	7頁 第2 16	サービス対価の減額対象となる不適合の判断基準および減額率について具体的な基準をご教示ください。	事業契約書(案)事業契約約款 別紙2 2-(1)を参照ください。
6	軽微不適合の扱い	入札説明書	7頁 第2 16	軽微な不適合についても減額対象となるのか、是正対応により回避可能か確認したい。	事業契約書(案)事業契約約款 別紙2 2-(2)-図1を参照ください。
7	是正期間の設定	入札説明書	7頁 第2 16	不適合発生時の是正期間および再評価の流れについてご教示ください。	事業契約書(案)事業契約約款 別紙2 2-(2)-図1を参照ください。
8	除雪について	入札説明書	25頁 第7 4 ②	「入札説明書等に関する質問への回答 No.24」にある「想定外の積雪等でも市は超過分を負担しない」という内容は、除雪費用を全て固定費として設定した場合を指しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	除雪について	入札説明書	25頁 第7 4 ②	除雪変動費の対象となる「業務時間」について伺います。事業契約約款(案)別紙5 2①では「構内除雪業務に要した時間」と定義されていますが、本市の出動要請に従い、除雪車両が待機場所を出発してから、本施設での作業を終えて待機場所へ帰還するまでの「移動時間」についても、業務時間の一部として計上可能でしょうか。回答No.50で「待機費用は想定しない」とされていますが、移動は実作業に不可欠な工程であるため、その範囲を確認させてください。	業務時間は、除雪に要する車両の保管・待機場所から給食センターまでの直接往復に要した時間と、給食センター構内での除雪作業に要した時間を合わせたものとします。ただし、除雪車両等の保管・待機場所は、原則として千歳市内に確保してください。なお、積雪が10cmを超える場合の除雪業務の実施は事業者にて判断ください。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■入札説明書等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	頁 番号・該当箇所	確認したい内容	回答
10	除雪について	入札説明書 事業契約書 (案)	25頁 第7 4 ②  58頁 別紙5 2 ①	入札説明書等回答No.26において、除雪変動費についても四半期ごとに平準化(4等分)して記入するよう指示がありますが、実務上の精算については、事業契約約款(案)別紙5 2①に基づき、四半期ごとの「実績値」に基づき算出した額を、その都度(当該四半期分として)請求・精算できるという理解でよろしいでしょうか。それとも、実績が想定(年30時間)を超えた場合であっても、支払額は平準化された固定額に縛られるのでしょうか。	除雪に係る費用を変動費として提案した場合は、四半期ごとの実績値に基づき算出した額を四半期ごとに支払います。
11	物価変動による対価改定	入札説明書	25頁 第7 6	維持管理運営費の対価改定について、一定割合以上の変動時に見直しが行われる仕組みを想定しているか確認したい。	事業契約書(案) 事業契約約款 別紙5を参照ください。
12	開発許可申請について	要求水準書	15頁 6 諸条件(1)①	「開発許可は不要」と記載されていますが、造成高低差が30cm以上となる場合も不要でしょうか。また、開発行為許可申請を行う際、工事工程の手戻りを発生させないために都市計画法第37条に基づく申請をすることは可能でしょうか。	前段:都市計画法第29条の開発許可は不要です。ただし、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に該当する行為を行う場合には、北海道知事の許可が必要となるため、関係機関へ確認のうえ適切に実施してください。 後段:開発許可は不要のため、都市計画法第37条の規定は該当しません。
13	「千歳市工場立地法準則条例」の適用有無について	要求水準書	15頁 6(1)①立地条件	「千歳市工場立地法準則条例」の適用となる。」に関して、貴市担当課に確認したところ工場立地法には当たらないとの回答があったので改めて確認したい。	要求水準書及び入札説明書を次のとおり修正します。 工場立地法の適用外であるが、千歳流通業務団地内に建設されることから、周辺環境との調和を図るため、「千歳市工場立地法準則条例」に準じて、緑地を含む環境施設を敷地面積の10%以上確保すること。
14	食数変動リスク	要求水準書	16頁 第1 6(3)	食数増減があった場合の対価調整の仕組みについてご教示ください。	事業契約書(案)事業契約約款 別紙5 2-②を参照ください。
15	アレルギー食増加時対応	要求水準書	16頁 第1 6(3)	アレルギー対応食が想定数を上回った場合の負担および対応方針について確認したい。	原則、最大100食を超えることは想定していません。万が一、超えるような場合には事前に本市と事業者にて対応を協議します。
16	ICT・映像配信範囲	要求水準書	19頁 第2 設計業務	映像配信設備について、学校側の受信環境整備まで事業範囲に含まれるかご教示ください。	学校側の受信環境の整備は、本事業の対象範囲外です。
17	ごみについて	要求水準書	20頁 第2 1 2 ②	要求水準書に関する質問への回答No.10において、「段ボールは週1回収」とのことですが、段ボールの年間排出量をご教示ください。	年間排出量の集計は行っておりませんが、週1回の排出量は多い時で2坪程度の物置を埋める量となります。
18	排水設備について	要求水準書	28頁 第2 1 (4) ④ イ	既存給食センター排水設備の方式や容量をご教示願います。	現行は、給食センターからの排水を貯留し、微生物で分解して排水基準値以下にした上で、下水として排水しています。容量は140m <sup>3</sup> /日程度です。
19	調理員専用区域について	要求水準書	41頁 第2 2 (1)	運転手控室に求められているトイレや流し台等の機能は調理員用と兼用でもよろしいでしょうか。	交差汚染リスクを排除した運用と徹底した衛生管理を前提として、事業者提案を可とします。
20	温度管理システムについて	要求水準書	50頁 第2 2 (2) ② イ	要求水準書(案)に関する質問への回答にて、「温度管理が必要な機器は全て対象とし、温度管理の方法は事業者の提案」とのことでしたが、一時的に食材を保管するパススルー冷蔵庫や、加熱調理前に使用する容器などの消毒保管庫は後に加熱調理を行うため、温度管理システムの対象機器とするかは事業者の提案との認識でよろしいでしょうか。	温度管理システムの対象とするかは事業者の提案としますが、適切に温度管理が行われていることが確認できるよう監視及び記録してください。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■入札説明書等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	頁 番号・該当箇所	確認したい内容	回答
21	蒸し器(スチコン)について	要求水準書	51頁 第2 2 (2)③ ウ	カートイン方式とし、パススルー式が望ましい。とありますが片面式での提案でもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
22	厨房機器更新の負担	要求水準書	59頁 第3 建設/ 67頁 第4 維持管理	厨房機器の更新(高額機器含む)は大規模修繕扱いとして市負担と整理される認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、要求水準書p.80「9 修繕業務」に記載のとおり、本市は事業期間中の大規模修繕は想定していないため、事業期間中の大規模修繕が発生しないようにしてください。
23	修繕費超過リスク	要求水準書	維持管理業務全般	事業者想定を超過する修繕費が発生した場合の費用負担は、市が負担するという理解でよいでしょうか。	事業期間中に修繕費が超過する場合は、修繕発生時に都度協議の上対応することを想定しています。
24	長期修繕計画の拘束力	要求水準書	67頁 第4	提出する長期修繕計画は契約上拘束されるものか、協議により見直し可能かご教示ください。	原則、事業者提案を踏まえた長期修繕計画を作成いただき、その内容に沿った計画的な修繕を実施していただきます。
25	構内除雪業務について	要求水準書	76頁 第4 6 (4)②	事業者は、除雪の際に配送車を適宜移動し、作業の支障とならないようにすること。とは敷地内で適宜移動すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	業務分界(市と事業者)	要求水準書	81頁 第5	検収・食数調整等の業務について、市と事業者の責任分担の詳細を明確にしていきたい。	事業者には要求水準書で求めている事項を適切に実施されているかを求めます。
27	衛生事故時の責任	要求水準書	81頁 第5	食中毒等の重大事故発生時における責任分担およびリスクの整理についてご教示ください。	事業契約書(案)事業契約約款第56条を参照ください。
28	食育業務の範囲	要求水準書	81頁 第5	食育支援業務の実施頻度・内容の必須水準についてご教示ください。	実施頻度や内容は事業者の提案を踏まえて本市と協議のうえ決定します。
29	人員配置の提案自由度	要求水準書	81頁 第5 運営業務	同等のサービス水準が確保されることを前提に、人員体制は事業者提案に委ねられるという理解でよいでしょうか。	要求水準書で求めている以外の実施体制についてはお見込みのとおりです。なお、交差汚染リスクを排除した体制と徹底した衛生管理を前提とします。
30	開業準備費の取扱い	要求水準書	90頁 第5 2	開業準備業務に係る費用はすべて入札金額に含めるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	開業準備業務について	要求水準書	90頁 第5 2(2)	調理リハーサルにおいて調理した給食は、可能な限り食品ロスとならないよう配慮すること、と記載があります。食品ロスが食べ残しを可燃ごみにしないという意味も含まれていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	食材発注業務について	要求水準書	91頁 第5 3 (2)	発注書フォーマットについては、要求水準書「添付資料7」をそのまま発注に使うのか、別の書式があるか、ご教示ください。	別様式となります。
33	直送品等の発注業務について	要求水準書	91頁 第5 3 (2)	市から発注依頼をいただく際には、事業者は数量だけの確認で食材の選定は市が行っていただけという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	直送品の発注業務について	要求水準書	91頁 第5 3 (2)	直送品等の納入業者に発注する際に、納入業者又は商品に応じて発注期限はありますか。また、発注数の変更で商品によって変更が間に合わない商品はありませんでしょうか。	前段：令和8年2月20日公表の「要求水準書(案)に関する質問への回答」No.216を参照ください。なお、納入業者によって異なりますが、いずれも翌週分の発注を週1回行います。 後段：発注期限内ではありません。
35	直送品の発注業務について	要求水準書	91頁 第5 3 (2)	貴市が予め選定した直送品等納入業者の商品から献立を作成し、事業者は発注書の食数に基づき納入業者に直送品等商品と食数の発注を行う認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■入札説明書等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	頁 番号・該当箇所	確認したい内容	回答
36	直送品等の発注業務について	要求水準書	91頁 第5 3 (2)	品質の点検中に異物や傷み等の品質不良が認められた際、その「品質不良品の判断」や「納入業者への連絡・調整」はすべて本市が行い、事業者はあくまでその「指示に基づき」返品・交換の実務を補助する立場であるという認識で相違ないでしょうか。また、不足分が発生し緊急調達が必要な場合の費用および手配についても、本市の責任(食材調達リスク)として整理されている理解でよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:費用についてはお見込みのとおりです。手配については本市の指示のもと事業者にて対応いただく場合も想定されます。
37	直送品等の発注業務について	要求水準書	91頁 第5 3 (2)	食材発注業務(食数調整)において、各配送校から事業者事務室への連絡は、学校関係者(学校側の事務担当者や教職員等)から行われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	直送品等の発注業務について	要求水準書	91頁 第5 3 (2)	現在各配送校からの変更連絡は学校の事務室等から電話やFAXで行われているとされています。メールでご連絡いただくことは可能でしょうか。また、食材業者への発注はメールや業者指定の発注システムを利用できるという理解でよろしいでしょうか。	前段:変更連絡は原則として学校から給食センターへFAXにより行うことを想定していますが、学校及び本市にとっても効率化が図れる方法であれば、協議のうえ判断します。 後段:食材業者が指定する方法により発注してください。なお現在、食材業者への発注において、食材業者の有料システムは使用しておりません。
39	直送品等の発注業務について	要求水準書	91頁 第5 3 (2)	早朝の直送品納品時など市職員が不在の際、明らかに異常がある食材に対し、事業者が納品業者に対する受領を拒否、または代替品を要求することはできない(市の指示を待つ必要がある)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	検収業務について	要求水準書	91頁 第5 3 (2)	事業者が記入・署名する「給食物資検収簿」は、あくまで市が最終的な受領判断を行うための「確認報告書」とであるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	配送遅延時の扱い	要求水準書	101頁 第5 6配送	交通事情等による配送遅延時の責任およびペナルティの扱いについてご教示ください。	令和8年5月12日公表の「要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答」No.94を参照ください。
42	配送車両要件	要求水準書	101頁 第5 6配送	配送車両の予備車確保や台数要件について必須条件があればご教示ください。	給食配送・食器等回収業務に支障がないように提案ください。
43	給食配送・食器等回収業務について	要求水準書	101頁 第5 6	冬季の千歳市内道路において給食配送車両が走行中にスタックしてしまうなど発生した事例は過去にありますでしょうか。	過去に雪道で給食配送車両が一時的にスタックした事例はあります。
44	配送業務について	要求水準書(令和8年5月12日修正)	103頁 (4)配送校への到着・回収時間 a	配送校へは、「添付資料3 配送校及び配膳員配置校一覧」に示す給食開始時刻(B日課のある配送校はB日課の給食開始時刻)を踏まえ、本市が児童生徒の喫食時間の30分前までに「学校給食衛生管理基準」に従った検食が実施できるように、給食開始時間の40分前までに到着すること。と記載されており、「各学校の配膳室に、給食開始の40分前までに到着する」という認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、給食開始時間に間に合うよう配膳業務の時間も考慮のうえ、配送計画を検討してください。
45	支笏湖保育所の検食について	要求水準書	103頁 第5 6 (4) a	給食開始時間の40分前までに配送校への到着とされていますが、当該保育所においても文部科学省「学校給食衛生管理基準」に基づく「児童生徒の摂食開始時間の30分前までに行うこと」の遵守が条件となるでしょうか。	支笏湖保育所については、保育所での給食開始時間前までに到着する計画であれば可とします。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■入札説明書等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	頁 番号・該当箇所	確認したい内容	回答
46	支笏湖保育所の提供時間について	要求水準書	103頁 第5 6 (4) a 添付資料3	添付資料3の支笏湖保育所は検食開始時間が11時30分とされており、給食開始時間40分前の到着は10時50分になります。本施設から当該保育所まで約40分の配送時間を見込んでいるため、令和6年12月公表の「千歳市学校給食センター整備基本計画」P.30・31に記載の10時30分以降の配缶時間では40分前までの到着は難しいと思慮いたします。当該保育所について、40分前までに到着させる時間の緩和を検討いただきますようお願いいたします。	「千歳市新学校給食センター整備基本計画」P30に記載している10時30分以降というのは、給食開始時間を12時40分とした場合の2時間喫食を達成するための基本的な考え方です。配缶時間は、給食開始時間に合わせて2時間喫食が達成できるよう計画してください。なお、支笏湖保育所については、保育所での給食開始時間前までに到着する計画であれば可とします。また、支笏湖保育所は季節保育所のため、1～3月までは休園となり、給食提供も不要となります。
47	文書等配送業務について	要求水準書	104頁 第5 6 (7)	午前9時を目途に学校別の文書等を収集する時には文書は全て鞆に収まっているという理解でよろしいでしょうか。	本市の市庁舎(教育委員会)内の文書棚には学校ごとに棚が分かれて文書が置かれているため、事業者において学校別に鞆へ収めた後、運搬してください。
48	各配送ごとの現在配置している配膳員数と時間帯について	要求水準書	105頁 7配膳業務 (1)配膳員について A	今回の要求水準書による配膳員の配置人数が不透明なためご教授願います。	令和8年2月20日公表の「要求水準書(案)に関する質問への回答」No.290(前段)を参照ください。
49	各配送校への直送納品時間帯について	要求水準書	106頁 7配膳業務 ①f	各校に直接納品される食材の納品時間帯をお示し願います。	令和8年2月20日公表の「要求水準書(案)に関する質問への回答」No.254(前段)を参照ください。
50	スプーン籠・フォーク籠について	要求水準書 添付資料11 食器・食缶等リスト及び 03-06_閲覧資料 6	1頁 NO.15・NO.16・NO.18 及び 10頁_食器・スプーン・ お玉など	「添付資料11 食器・食缶等リスト」にはスプーン籠、フォーク籠と書かれていますが、現状使用されているスプーン通し(閲覧資料6に掲載の画像)と同等のものを新センターでも使用するという設定でもよいでしょうか。	可とします。
51	スープの一人当たりの量について (想定献立の加水量もしくは盛付重量に関するご回答について)	要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答(令和8年2月20日)	66頁 要求水準書(案)に関する質問への回答 ・NO.335	麺類のスープの量について改めて確認させて下さい。頂いたご回答は加水量と、盛付重量のどちらでしょうか。盛付重量の場合、麺も含めた量でしょうか。	麺を除く出来上がり量です。なお、食缶の容量を考慮し、令和8年2月20日公表の「要求水準書(案)に関する質問への回答」No.335の回答中、中学生390mlを360mlに修正します。
52	「過熱水蒸気調理可能な機器」の定義について	入札説明書等に関する質問への回答(令和8年5月12日)	13頁 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答 No.32	「過熱水蒸気調理可能な機器」の定義について重ねてとなりますが確認させて下さい。 今回の要求水準書で示された「過熱水蒸気調理可能な機器」とは、100℃から120℃程度の飽和水蒸気を庫内に満たしながら、調理は熱風で行うオープンではなく、100℃の水蒸気を更に加熱し続け、300℃程度まで温度をあげた過熱水蒸気で調理を行う加熱機器のことを指すという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■入札説明書等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	頁 番号・該当箇所	確認したい内容	回答
53	自然解凍品について	入札説明書等に関する質問への回答	27頁 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答 No.135 添付資料8セレクト・バイキング・リザーブ給食献立(参考)	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.135において、ケーキは50個入り25箱程度、クロワッサンは10個入り25箱程度と回答がありましたが、1日の最大提供食数110食に対して物量が多く思えます。1回の実施で前日納品する個数をお示しください。またそれぞれの箱寸法もお示しください。	ケーキ等の自然解凍品は賞味期限を統一するため、ひと月分をまとめて納品することになり、納入数量は提示した数量となります。箱寸法は次のとおりです。 ケーキ1箱:23cm×30cm×4cm(×20箱) ロールケーキ1箱:10cm×9cm×8cm(×5箱) クロワッサン1箱:10cm×30cm×2cm(×25箱)
54	様式の記載について	様式集(入札書類審査)	様式I-3	様式I-2について備考に「項目は適宜、追加してください」と記載がございますが、様式I-3についても適宜、追加してもよろしいでしょうか。	様式I-3についても、適宜、追加してください。
55	中東情勢の影響について	事業契約書(案)	12頁 第2節 第28条 2 第29条 1 第48条 3 第75条 3	中東情勢等の外部要因により、日本国内全体の資材供給(建設資材、厨房機器、維持管理用部品、運営用燃料等)がストップし、事業者が適切な時期に発注を行っていたとしても工期や業務開始が遅延、あるいは実施に過分の費用を要した場合、「事業者の責めに帰すことのできない事由」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	実際に生じた状況による判断となりますが、原則はお見込みのとおりです。
56	工期の変更等について	事業契約書(案)	12頁 第2節 第28条2 第29条1~2	紛争等不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由より、工期を変更された場合、遅延に伴い事業者が負担した増額費用は、貴市の負担として頂きますようお願い致します。	合理的な増加費用であれば、本市の負担とします。
57	建設・工事監理業務に係るサービスの対価の改定について	事業契約書(案)別紙5	59頁 1	サービス対価の改定は本施設の着工時のみとお見受けします。昨今の物価上昇を踏まえ、着工後につきましては、貴市において運用されております「千歳市建設工事請負契約約款第23条第5項(単品スライド条項)」に関する令和4年10月13日お知らせの「単品スライド条項の運用について」を適用していただけますでしょうか。	「千歳市建設工事請負契約約款第23条第5項(単品スライド条項)」は適用できませんが、ご意見を踏まえ、工事着工日から12か月後に、建設・工事監理業務に係るサービスの対価について改定の協議ができることとします。事業契約約款(案)を修正します。
58	建設・工事監理業務に係るサービスの対価の改定について	事業契約書(案)別紙5	59頁 1	建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、「工事着工日の属する月、若しくは令和10年1月の早い方の月」に限らず、再度の変更請求を行うことができるように修正をご検討いただけますでしょうか。	ご意見を踏まえ、工事着工日から12か月後に、建設・工事監理業務に係るサービスの対価について改定の協議ができることとします。事業契約約款(案)を修正します。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■入札説明書等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	頁 番号・該当箇所	確認したい内容	回答
59	建設・工事監理業務に係るサービスの対価の改定について	事業契約書(案)別紙5	59頁 1	<p>昨今、設備工事(空調・衛生・電気等)については、機器・主要資材の価格上昇や納期変動、メーカー値上げの頻度が高く、建築と比べてもコスト変動が大きい状況が継続しております。</p> <p>一方で、改定の算定に用いる物価指標が建築系の指標に一本化されている場合、設備分の実勢上昇を十分に反映できず、実コストとの乖離が生じやすいと考えております。</p> <p>つきましては、特に高騰が続く設備工事項目について、改定算定においては建築指標ではなく、例えば「設備」系の物価指標(設備工事指数等)を適用する、または設備分のみ指標を切り分けて適用する等、実態に即した指標設計をご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
60	サービスの対価改定方法	事業契約書約款(案)	59頁 1	<p>建設工事管理業務に関わるサービスの改定に関して内閣府からの通達にあるように、昨今の建築資材及び人件費の高騰に対応するために入札公告時から建設工事着手又は令和8年3月までではなく柔軟に対応していただきたい。</p> <p>(例) 上記申請を1回目(その後最低1年後として)2回目を提出できる(但し工事完了の2ヶ月以前とする) また内閣府の通達にもあるように 什器備品・食器食缶も含めていただきたい 施設整備費すべてに物価の改定を認めていただきたい。</p>	<p>前段:No.58を参照ください。 後段:ご意見を踏まえ、「什器・備品等の調達及び設置費、食器・食缶等の調達費」は建設・工事監理業務の物価変動に基づく改定の対象に含むこととします。事業契約約款(案)を修正します。</p>
61	サービス対価(建設・運営・維持管理)の改定方法について	事業契約書(案)	59頁 別紙5 1	<p>昨今の不安定な情勢に鑑み、建設資材のみならず、厨房運営に関わる食材費、燃料および維持管理用の交換部品などの異常な高騰が発生した際、基本対価の増額について柔軟に協議できる枠組みとなっているでしょうか。</p>	<p>事業契約書(案)事業契約約款 別紙5-2-③を参照ください。</p>
62	物価変動による維持管理費及び運営費の改定幅について	事業契約書(案)	60頁 別紙5、2、③	<p>物価変動による維持管理費及び運営費の改定の条件について、「3.0パーセント以上の差が生じた場合に、次年度のサービスの対価の改定を行う。」とありますが、昨今の物価上昇率は近年類を見ない水準となっております。については、改定条件の見直しをご検討願えませんでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「1.5パーセント以上の差が生じた場合に、次年度分のサービスの対価の改定を行う。」とします。事業契約約款(案)を修正します。</p>

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■入札説明書等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	頁 番号・該当箇所	確認したい内容	回答
63	サービス対価の改定について	入札説明書等に関する質問への回答	59、61頁 事業契約約款 (案)別紙に関する質問への回答 ・No.16 ・No.17 ・No.30 ・No.28	<p>・建設・工事監理業務に係るサービス対価の改定に用いる指数について、設備工事費の市場環境の実態をより適切に反映できる指数の追加・見直しは可能か。</p> <p>・改定の対象について、什器・備品等の調達及び設置費、食器・食缶等の調達費は、物価変動に基づく改定の対象に含めることは可能か。</p> <p>・維持管理・運営期間中のサービス対価の改定について、指定の指数が3%の変動がなければサービス対価の改定ができない条件となっておりますが、緩和いただけないでしょうか。</p>	<p>前段：原案のとおりとします。 中段：No.60(後段)を参照ください。 後段：No.62を参照ください。</p>
64	除雪変動費について	事業契約書	58頁 59項 別紙5 2 ①	<p>除雪変動費の算定方法として(時間単価×作業時間)とありますが、ここでいう時間単価とは単に労務単価ということではなく、労務費に加えて除雪に必要な資機材調達費や燃料費などを加味した時間単価であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>